

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた方へ
こんなときは手続きが必要です。

手続きの時期	必要な書類	様式等
認定した建築物の工事が完了し、建築士が確認したとき	工事完了報告書	第10号様式 (江戸川区施行細則)
	工事監理報告書の写し	
上記以外の場合	工事完了報告書	第11号様式 (江戸川区施行細則)
	施工者による発注者への工事完了報告書の写し	
認定を受けた建築を取りやめようとするとき	建築取りやめ届 (正・副2部)	第9号様式 (江戸川区施行細則)
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書	様式第2(法第3条関係)
認定を受けた計画を変更しようとするとき (手数料が必要)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書(正・副2部)	様式第4(法第6条関係)
	手数料額計算書 (1部)	第2号様式 (江戸川区施行細則)
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し	
認定を受けた計画の軽微な変更しようとするとき	新築等状況報告書 (正・副2部)	第8号様式 (江戸川区施行細則)
	登記事項証明書等や売買契約書の写し(又は建築確認申請の建築主変更届出の証明の写し)	建築主の変更
	変更後の公図	分筆等により地番を変更

軽微な変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第26条)

新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期の変更で6ヶ月以内のもの
変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受け、その後の新築等計画が、認定の基準に明らかに適合するもの

(お問合せ先)

江戸川区都市開発部建築指導課設備係

TEL 03(5662)0749